特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民年金・福祉年金に関する業務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、国民年金・福祉年金に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和6年12月5日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 国民年金・福祉年金に関する事務					
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金・福祉年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①被保険者の資格記録管理 ②年金受給に伴う裁定請求等受付 ③国民年金保険料の免除等申請受付 ④異動報告・所得情報提供などの進達				
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金システム、福祉年金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律 第27号)第9条第1項別表第46項

番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会の根拠】 :72、73、74の項 【情報提供の根拠】 :なし	合(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| 山鹿市役所 総務部 総務部 | 〒861-0592 熊本県山鹿市|

山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3

0968-43-1117

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118

9. 規則第9条第2項の適用]適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年11月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年11月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 う重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワ	ークシステムを	を通じた入手を除く。	,)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[0]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報提供	ネットワークシス	ステムを通じた提供を	除く。)	[]	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+分 ⁻	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続	しない(入手)	[0]	接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が酵される			

7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分	うである]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	登録や副本登録の 又は住所を含むる ほか下記の局面で 人での確認を行う ・申請書に記載さ	の際には、本人3情報による照で特定個人情報 で特定個人情報 うようにしており れた個人番号。)記載がある申	、からのマイ 会を行うこ 報の取扱い 、人為的ミ および本人 請書等(U)	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報とを遵守している。また、国民年金に関する事務では、上記のいに関して手作業か介在するが、いずれの局面においても複数スが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 情報のデータベースへの入力 SBメモリを含む。)の保管 調請書の廃棄				

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対 けわれるリスクへの対策 システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提 の入手が行われるリスクへの対策 :提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	登録や副本登録の際には、本 又は住所を含む3情報による	人からのマイナンバー「 照会を行うことを遵守しては、上記のほか下記の 確認を行うようにしてい 号および本人情報のデー 申請書等(USBメモリを	D局面で特定個人情報の取扱いに関し る。 -タベースへの入力 含む。)の保管	常には4情報

変更箇所

変更箇	_	at the same at		I made who the	I mark and the control of the control
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期 事後	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ-1対象人数	平成27年2月6日 時点	年2月6日 時点 平成29年1月10日 時点		
平成29年2月1日	Ⅱ-2取扱者数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-2所属長	佐藤 アキ	徳永 謙吾	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	国保年金課長 徳永謙吾	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ-3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成 25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第31項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。」以下「番号法」という。) ・第9条第1項別表第一第31項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第24条の2	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ-4-①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ-4-②法令上の根拠		(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 47~50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」((平成26年内閣府・総務省令第7号)・第26条の2~4	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ-1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	Ⅱ-2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-1対象人数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 47~50の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令」 (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第26条の2~4	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 47~50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」 (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第26条の2~4	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	Ⅱ-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	Ⅰ-3法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。」以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一 第31項 「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令」(平成26年内 閣府・総務省令第5号) ・第24条の2	の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年法律第27号)第9条第1項別表第46項	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	I-4-②法令上の根拠	項	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6 番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6 年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 【情報既会の根拠】 :72、73、74の項 【情報提供の根拠】 :なし	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	Ⅱ-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
	Ⅱ-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	1

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		2) 十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーや大力を強や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うにとを連ずしている。また、国民年金に関する事務では、上記のほか下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業か介をするが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の配載がある申請書等(USBメモリを含む、の保管・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 2) 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー戦犯は住所を含む3情報による照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報によお照会を行う際には4情報とは住所を含む3情報によいことを遵守している。また、国民年金に関する事務では、上記のほか下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含な、の保管・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式の改正に伴うもの